

第 113 回調達価格等算定委員会

日時 令和 8 年 1 月 20 日（火） 14：58～16：17

場所 オンライン会議

1. 開会

○事務局

全員おそろいになりましたので、ただ今から第 113 回調達価格等算定委員会を開催します。皆さまにおかれましてはご多忙中ご出席くださり、誠にありがとうございます。

オンライン開催に当たって、事務的留意点を 2 点申し上げます。1 点目、委員会中はビデオをオフの状態にてお願いします。ご発言の時以外はマイクをミュートの状態にてお願いします。2 点目、通信トラブルの際、事前にお伝えしております事務局のメールアドレス、電話番号にご連絡ください。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

それでは、秋元委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○秋元委員長

秋元です。皆さま、ご参集いただきましてありがとうございます。それでは本日の議事に入りたいと思います。

まず、事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局

事務局です。インターネット中継でご覧の皆さまは、経産省ホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。配布資料一覧のとおり、議事次第、委員名簿、資料 1 「入札制・地域活用要件について」、資料 2 「残る論点について」をご用意しております。

2. 議題

入札制・地域活用要件について

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは議事に入りますけれども、まず事務局から資料 1 についてご説明をお願いいたします。

○事務局

事務局です。資料1「入札制・地域活用要件について」、15分程度でご説明させていただきます。

2ページ目です。本日のご議論いただきたい事項になりますが、26年度以降の入札制、事業用太陽光、陸上風力、着床式洋上風力、そして入札のスケジュールなどになります。また、26年度以降の地域活用要件についても、本日も議論いただきたいと思っております。

早速本題に入ります。7ページ目まで、これまでの議論の論点など参考資料を付けておりますが、本題は8ページ目からになります。まず最初に、事業用太陽光発電についての入札制になります。

9ページ目です。まず事業用太陽光について、上限価格の事前公表、入札対象範囲になりますが、引き続き上限価格を意識して積極的な事業者の参入を促すという観点から、26年度も上限価格を事前公表とすることとしてはどうかと考えております。

入札対象範囲になります。コストの低減の加速という観点、また入札準備に必要な経費は小規模ほど相対的に重いということなどを踏まえまして、26年度の入札対象範囲についてはこれまでと同様に、原則250kW以上としてはどうかと考えております。

自家消費型で導入することが期待をされます屋根設置型につきましては、初期投資支援スキームを措置したということ踏まえまして、該当する案件についてのみ入札制の適用を免除するというのと昨年度の委員会ですしております。この点につきまして、引き続き26年度の事業用太陽光発電の入札においても、屋根設置区分に該当する案件については入札制の適用を免除することとしてはどうかと考えております。

13ページ目です。入札実施回数になりますが、案件形成の促進、入札の事務負担の観点から、今年度と同様に26年度も年4回としてはどうかと考えております。

また、26年度初回の募集容量になります。26年度が事業用太陽光地上設置型最後の入札を行うという年度になりますが、こうした点も踏まえまして、事業者の事業機会を確保するという観点から、直近1年間の落札容量全体の平均値である91MWを初回の募集容量としてはどうかと考えております。

14ページ目です。2回目以降の募集容量につきましては、今年度と同様の考え方に基きまして、入札容量が募集容量を上回った場合、下回った場合、それぞれの場合に応じて機動的に募集容量を変化させていくということとしてはどうかと考えております。具体的な内容については、真ん中のボックスのとおりでございます。

15ページ目です。入札の上限価格についてになりますが、今年度の入札上限価格については25年度の価格、26年度の価格を刻む形で、4回刻む形で設定をしておりますが、27年度以降の事業用太陽光の地上設置については支援の対象外とするということで議論を行ったことを踏まえまして、26年度の事業用太陽光発電（地上設置）の調達価格／基準価格の諸元を前提に、年4回実施する入札全てについて同一の入札上限価格を設定するという

こととしてはどうかと考えております。

18 ページ目です。陸上風力発電についてです。19 ページ目をご覧ください。入札対象範囲になりますが、これまでと同様に 26 年度の入札対象は 50 kW 以上とすることとしてはどうかと考えております。この入札制をどう活用していくのかということについては、今年度の本委員会で議論するということとされておりました。

陸上風力について、足元では入札件数が減少傾向にあるということ、着実なコスト低減が確認されているということから、入札の動向を来年度もよく注視をするということとしつつ、28 年度以降については政府が一律の価格を設定する方法とすると、こういう方向で来年度以降の本委員会において検討することとしてはどうかと考えております。

21 ページ目です。陸上風力発電の募集容量、入札の実施回数についてです。基本的にはこれまでと同様の考え方に基づいて設定をしていきたいと考えておりますが、失礼しました、19 ページ目にお戻りください。

一番最後の部分を申し上げ忘れしました。上限価格の事前公表／非公表については、事業者の価格予見性の向上のため、引き続き事前公表とするということとしてはどうかと考えております。

改めまして、21 ページ目です。募集容量、入札の実施回数については、直近 5 年間の年間認定量の最低水準、そしてこれまでの認定容量の平均値を踏まえまして、26 年度の初回入札の募集容量を 0.7 GW とした上で、初回入札容量が 1.1 GW を超える場合には同年度内に追加の入札を実施することとしてはどうかと考えております。

続きまして、26 ページ目以降は着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）についてになります。

29 ページ目です。改めて 25 年度、26 年度の入札制の取り扱い、これまでの経緯になります。令和 7 年度の入札制については、昨年の年内目途に行う洋上風力に係る一定の整理を踏まえて検討を行う必要があるということと、実際の入札参加資格である事業計画の提出がなかったということ踏まえまして、昨年の 10 月 14 日を予定しておりました第 4 回入札の開始を延期するということ、そして洋上風力に係る事業環境整備の在り方についての一定の整理を踏まえた上で、来年 1 月すなわち今年 1 月下旬を目途に本委員会で検討を行うことということが意見として取りまとめられたところでございます。

併せて一番下になりますけれども、洋上風力についても、全体方針と総合的に判断しながら足元のデータの上昇について価格への反映を行うということについても議論が行われております。

30 ページ目です。洋上風力全体について、日本風力発電協会へのヒアリングを受けて、委員の皆さまにさまざまなご議論をいただきました。洋上風力発電に関する期待が大きいという一方で、国民負担、他の電源とのバランスを考えていく必要がある、基本的には費用効率的に事業が実施できる海域から順に案件形成が進められていくことが望ましいなど、秋元委員長から 112 回の委員会において総括もいただきました。

そして事務局に対して、他の電源とのバランスを踏まえながら、洋上風力発電の価格設定や案件形成の進め方など、国民負担の抑制と導入拡大を両立させるための仕組みについてどう考えるかという投げかけも頂いております。

31 ページ目です。着床式洋上風力発電の再エネ海域利用法の適用外についても、先ほど秋元委員長から指摘いただいたような、全体の方針との整合性が確保されていくということが必要不可欠であると考えております。国民負担の抑制、導入拡大の両立に向けた入札上限価格の設定に関する考え方やその具体的水準については、今後整理される洋上風力全体の方針を踏まえ、以降の本委員会において検討することとしてはどうかと考えております。

その上で、昨年秋に延期をしました第4回の入札については、事業者に一定の予見性に配慮するという観点から、一定の方向性についてはお示しをしていきたいと考えております。

入札実施時期につきましては、入札実施回数を2025、26年度の2年間で1回、秋ごろの実施をするということとしてはどうかと考えております。

事業計画の提出は前回の秋にはなかったということ踏まえて、第4回の入札実施に当たっては再度事業計画の受け付けを実施するということとしてはどうかと考えております。

また、上限価格の事前公表／非公表になりますが、複数事業者の入札参加がないという可能性もこれまでの実績を踏まえると考えられることから、上限価格を事前非公表とし、上限価格を意識した競争を促すこととしてはどうかということになります。

また募集容量については、過去に認定を行った案件の規模も踏まえて、同程度の規模の案件が落札できる可能性を維持するために、引き続き190MWを募集容量とするということとしてはどうかと考えております。

34 ページ目です。入札実施スケジュールになりますが、具体的には35 ページ目のおり、太陽光の年4回の入札、そして陸上風力については募集容量が多い場合には追加の入札も行う可能性があるということ、そして再エネ海域利用法の適用外についての洋上風力のスケジュールについてはご覧の表のおりということになってございます。

36 ページ目以降、その他の制度の見直しについて整理をしております。

37 ページ目です。26年度に実施する太陽光発電の入札に係る保証金の取り扱いについてになります。2つ目のポツをご覧いただきますと、保証金について認定取得期限までに認定取得できない時には、2次保証金は即時没収とはせず、当該認定取得期限の経過後、最初に実施される入札に参加し、当初落札価格以下の価格で入札することを条件に、1回に限り当該入札の保証金として充当することができるのと取り扱いとしております。

一方で、27年度以降FIT/FIP制度における支援区分の対象外とする方向で本委員会でも議論をいただいておりますが、現行区分の最後となります26年度に実施する太陽光発電の入札における保証金の取り扱いについて整理をする必要があるということになります。認定取得期限までに認定を取得できない時には、26年度の入札においては2次保証

金は一律没収し返還しないということとしてはどうかと。本来2次保証金が落札者の確実な事業実施の担保を目的として求めていること、②、③の点も含めて2次保証金は一律没収し、返還しないこととしてはどうかと考えております。

38 ページ目です。また21年度、23年度の本委員会において、電源接続案件一括検討プロセス・計画策定プロセスに伴う対応として、①、②のような一定の場合において、入札で没収となった保証金の額と同額の保証金を免除するということが整理をされております。ただ、27年度以降、同様に支援区分を対象外とするという議論をしておりますが、一度没収した保証金を以降の入札において返還するという措置ではこの措置はございませんので、あくまで以降の入札において没収された保証金額の保証金の支払いを免除するというものという性質でありますので、26年度における入札において一定の理由で保証金が没収されたとしても、その後に返還は行わないということが妥当ではないかと考えております。

40 ページ目以降、26年度以降の地域活用要件についてになります。

41 ページ目です。前回の昨年度の委員会において、地域活用要件については、特段の事情が生じない限り同様の取り扱い設定としていくということを意見として取りまとめたいただいております。ただし27年度以降、事業用太陽光の地上設置については支援の対象外とすると。

一方で、屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電への具体的な支援の在り方については、来年度以降の本委員会で検討を決定するという事で議論がされましたが、同様に27年度の太陽光発電における地域活用要件については、来年度以降の本委員会で議論するという事としていただいております。事務局からの説明は以上となります。

○秋元委員長

ご説明をいただきましてありがとうございます。それでは事務局からの説明を踏まえて、ご議論いただければと思います。ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いしたいと思います。トラブル等あればご連絡ください。

いつもながらでございますが、安藤委員、岩船委員、大石委員、松村委員の順番で行かせていただければと思います。すみません、いつも申し訳ないですけれども、安藤委員からお願いできますか。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。まずはご説明ありがとうございます。全体として個人的には異論ございません。コメントが2点だけあります。

まず事業用太陽光について資料の13ページのところで、2026年が最後となるということですが、年4回実施するといった形でこれまでと同様に進めていくことができればと思っています。そして15ページのところで、インフレもありますし、上限価格を引き上げる

といったこの方向性についても賛同です。ただし競争がしっかり働いて、上限に張り付くのではなく、適正な価格が付くとよろしいかと思っております。

もう一点、着床式洋上風力について31ページ目。この着床式洋上風力については、丁寧に関しまして議論を重ねてきたところではあります。検討を十分にしっかり行っていただきたいということで、2年間で1回秋ごろにやると。事業計画を精査して、よく考えて方針を決めて参加していただきたいと思っております。

また、上限価格の事前公表／非公表について、ここでも論理的にご説明いただいております。複数事業者の入札参加がない可能性がある場合には、上限価格が公表されていると、公開された価格に取りあえず入れるといった行動を考えられてしまうので、上限価格を予想するというか、公開されていない範囲内でコストを踏まえた現実的な範囲内でよく考える必要はありますが、できるだけ安く応札していただきたい。そして着床式洋上風力の実績を積み上げていく、この過程にご参画いただきたいと思っております。私からは以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは岩船委員、お願いできますか。

○岩船委員

ご説明ありがとうございました。今回の内容に関して私も特段強い異論はないのですが、そもそもこの入札制度をどう維持していくか、もうやめるか、その役割とともに考えていくべきなのかなと思っております。

太陽光に関してはある程度額も下がり、これ以上の競争が必要なレベルなのかな分らないですし、あとは洋上風力等に関しては単純にコストでも難しくなっている状況の中で、本当にこの入札制度というものをどうしていくかという全体的な立て付けも考えていただければいいかと思っております。今回この直近のルールに関しては特段異存はありません。上限価格非公表等で競争が促せばありがたいなとは思っております。正直どうなるかというのが見えないかなという状況かと思っております。

後半の地域活用条件のほうは、これからまたその条件設定などに関して議論が今後出てくるのだとは思っております。もちろん地域にとってネガティブになりそうなものはできるだけ排除はしつつも、営農型ですとか、あとは一定程度災害時にきちんと役に立つとか、そういったところをなるべく幅広く見て、いい案件というのはこういうものだとすることを定義付けられるようにしていければいいかなと思っております。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。続きまして、大石委員お願いできますか。

○大石委員

ご説明ありがとうございました。私も、全体として今回事務局が示してくださいました方向性について反対するところはありません。ただ私も、岩船委員が最後におっしゃいましたように、今回地上設置の事業用太陽光のことについては価格がある程度下がったので、やめる方向にはあるということなのですが、実際には太陽光発電が十分に普及しているともでも言い切れないということがあり、今回取り消すことによってどのように太陽光の導入が変わっていくかということは、ぜひ事務局のほうでしっかりその前後の様子を見ていただいて、仮に大型でない地上設置太陽光発電などで今後入ってくるべきところが入っていかないというようなことであれば、改めて考え直すことも今後必要であろうと思っております。

特に最後おっしゃっていただいた営農型などの地域活用要件、これも今後検討していくということではありましたけれども、やはりいろいろな災害が頻発している中、またエネルギーの自給という点でも再生可能エネルギーが重要な中、国にとっても大変重要な課題だと思いますので、そのところはしっかりとウオッチしていただきたいと思いました。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。続きまして、松村委員お願いできますか。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

はい、発言します。全ての提案はもっともだと思いますので全て支持します。このとおりに進めていただければと思います。外から見ると先送りにしていると見えるところもあるかもしれない。今回というよりは全般的にそう見えるところがこの委員会で多くあるかもしれません。しかしそれは将来決めたほうが良いものを今無理に決めないということだと思います。そういう点も含めて全て合理的に整理されていて、このままやっただければと思います。

スライド9のところで、この提案は全くもっともだと思うのですが、屋根設置を積極的に活用し普及させたいから入札の対象から免除するという発想は、これに限らず取るべきではないと思います。

仮に入札制でなく、一定の価格で手を挙げた人は全部受け入れることがあったとしても、

それを非常に低く設定することも当然あり得るし、入札制にしたとしても、大きな量にして上限価格を高くすれば、積極的に促進することと矛盾しない。あるいは実際に入札制になっていて、そもそも入札制にせざるを得ないような、例えば一定の場所で設置できる数に限界があるという場合には入札にせざるを得ないわけですが、それは決して冷遇しているわけではない。何かのものを積極的に活用すべきだと、そこまで積極的に活用しなくてもいいというもの、入札制と入札制でないというものは、本来的にはリンクしないと思います。それは価格の設定次第だと思いますので、促進のために入札制の適用を免除するという発想は今後もすべきでないと思います。

でも、今回の場合には初期投資支援スキームを措置し、この立て付けからしても入札制を行わないのが自然だと思うので、今回の整理については異論ありません。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは委員として秋元からも少しだけ述べさせていただきますけれども、私もほかの委員同様、今回の事務局のご提案は全てもっとも適切なお提案をいただいていると思えました。やはり現在のコスト上昇も含めて、現在の状況であるとかその中で再エネの導入拡大とコスト負担の抑制というバランスを踏まえながらトータルとして考えた時に、細かい論点がたくさんございましたがこの案が適切な形だろうと考えた次第でございます。簡単ですが、私からは以上でございます。

それではたぶん賛成という意見ばかりだったと思えますけれども、事務局から何かご回答等ございましたらお願いできますでしょうか。

○事務局

事務局です。委員の皆さま、ありがとうございます。大石委員から太陽光について、今回の支援区分から地上設置型を外した前後の動向をよく見ていくようにというコメントを頂きました。地域と共生された太陽光発電については、引き続き導入を進めていくという方針を持っております。いい太陽光は引き続き前に進めていくという方針には何ら変わりはありません。どういう影響があり得るのか、あるいは影響の出ないようにどうしていくべきなのか、よく考えて進めていきたいと思えます。本委員会にも随時報告もしたいと思えます。

松村委員から、屋根設置の入札の対象からではないということについての、導入促進か促進ではないかということにかかわらず、入札制の対象をどうするかということについての考え方の整理についてコメントを頂きました。ご指摘のとおりだと理解しております。初期投資支援スキームに導入したという制度の趣旨や今の立て付けを考えた時に、入札制を取らないということが自然ではないかとも思っておりますが、以降事務局の資料や入札制の対象への整理をしていくに際しては、ご指摘のコメントをよく踏まえながら考え方を整理してお示しをしていきたいと考えております。

その他の委員の皆さまからのコメントもしっかりと踏まえた上で、検討して引き続き進めていきます。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。委員から追加でご発言をご希望の方はいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。それではありがとうございました。

ちょっと今の資料1のご提案について、たくさん論点があると思いますので、全部カバーしているわけではないかもしれませんが、主要なところについて一応まとめさせていただきます。

この資料1「入札制・地域活用要件について」ということですが、まず入札制に関わる部分で、来年度の事業用太陽光発電の入札制度に関しては、今年度と同様に上限価格は事前公表の上、原則250kW以上を入札対象としつつ、屋根設置区分に該当する案件についてのみ入札制の適用を免除すると。実施回数は4回とし、募集容量については昨年度の第4回および今年度3回の計4回分の通年の入札結果を踏まえて、初回を91MWとし、各回の直前の入札容量を踏まえて募集容量を機動的に見直すこと。

そして入札上限価格については、2026年度の入札対象範囲外の50kW以上の地上設置型、事業用太陽光の調達価格／基準価格の諸元を前提に、4回実施する入札全てについて同一の入札上限価格を設定するという方針でご提案いただき、委員から異論がなかったということだと思います。

来年度の陸上風力発電の入札制度については、競争性の確保の観点から0.7GWを初回入札の募集容量とした上で、1.1GWを超える入札参加があった場合には年度内に追加の入札を行うこと。また2028年度以降は、入札の動向を来年度も注視することとしつつ、政府が一律の調達価格／基準価格を設定する方法とする方向で来年度以降の本委員会において検討するという方針が示され、こちらについても委員からのご異論はなかったということだと思います。

そのほか、再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力についてでございますが、国民負担の抑制と導入拡大の両立に向けた入札上限価格の設定に関する考え方やその具体的水準については、洋上風力発電全体における価格設定や案件形成の進め方に係る方針を踏まえて、以降の本委員会において検討するということ。

そして実施の予見性ということを確認するという意味もありまして、延期した第4回入札の入札実施時期については来年度として、今年度から来年度の2年間で1回、秋ごろの実施とするということ。それ以外の設定については同様とすることという方針が示されまして、こちらにも異論なしということだと思います。

続きまして、その他の制度の見直しというご提案もございまして、こちらにおいては2026年度に実施する太陽光発電の入札に係る保証金の取り扱いということで、認定取得期限までに認定を取得できない時には、第2次保証金は一律没収し、返還しないということ。

これまでの入札において、電源接続案件一括検討プロセスの対象となったことを理由に辞退した結果として保証金が没収となった場合や、計画策定プロセスを理由に接続申請への回答が暫定的回答となった案件のうち、期日までに系統接続申請に係る正式な回答を一般送配電事業者から得られないことを理由に辞退した結果として、保証金が没収となった場合においても、その後に返還は行わないということについてもご提案があり、異論がなかったということだと思います。

最後に、地域活用要件についての議論でございますが、地域活用要件に関して2027年度以降について、2027年度の太陽光発電における地域活用要件については来年度の本委員会で議論するというご提案があり、こちらも異論がなかったということだと思います。

ちょっとご提案がたくさんあって全部はカバーしていないと思いますが、主要な部分については以上の議論がまとまったと思います。もし何かご異論等ございましたらご発言いただきたいと思います。よろしゅうございますか。それではありがとうございます。

続いて資料2に移りたいと思います。事務局から資料2についてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

残る論点について

○事務局

事務局です。資料2「残る論点について」。こちらも15分程度でご説明したいと思います。

2ページ目になります。本日もご議論いただきたい事項になりますが、27年度の解体等積立基準額等について、バランシングコストについて、FIP制度のみ認められる対象について（太陽光発電）になります。その他制度の見直しについて、ご議論いただきたいと思っております。

3ページ目以降、27年度の解体等積立基準額等になります。4ページ目をご覧ください。まず27年度の事業用太陽光発電の解体等積立基準額になりますが、3つ目のポツについてご覧いただければと思いますが、特段の事情の変更がない限りは今後も同様の設定に基づき設定するというのが昨年度の委員会において取りまとまっております。

一方で27年度以降の事業用太陽光については支援の対象外とする一方で、屋根設置等の地域との共生が図られた太陽光発電の導入を進めていくと。その具体的な支援の在り方は来年度以降の本委員会で検討を決定することになりますが、27年度のその他太陽光発電の解体等積立基準額については、こうした支援の在り方を踏まえ、来年度の本委員会において検討することとしてはどうかと考えております。

事業用太陽光発電の屋根設置については、27年度認定の解体等積立基準額については従来の算定方法に基づき設定することとしてはどうかと考えております。5ページ目が具体的な解体等積立基準額になりますが、赤囲みのところが屋根設置10kW以上の廃棄

等積立費用の想定額、これまでと同様に1万円/kWということで進めていけたらと考えてございます。

6ページ目以降、太陽光発電に加えて風力発電設備についても廃棄等費用積立制度についての対象としていくということの大きな方針が、大量導入小委員会においても議論がなされております。

8ページ目になりますが、大量導入小委員会において整理がされております大きな方向性になります。(1)と記載されておりますけれども、調達価格等が既に決定されている案件、そして今後決定される案件の取り扱いの違いといたしまして、27年度までの認定案件については、原則一律に想定してきた廃棄等積立費用の水準を積み立てることとすると。一方で28年度以降の認定案件については、一律に資本費の5%等という想定してきた想定値ではなく、廃棄等費用の実態を踏まえて調達価格等算定委員会で定める額を積み立てることとするということが整理をされております。

また、残存期間が10年未満となっている入札案件の取り扱いについても基本的な考え方の整理がされておりますが、本委員会において、具体的な水準、取り扱いを、議論、決定していきたいと考えております。

9ページ目です。改めまして風力発電の解体等積立基準額の検討の背景について、再生可能エネルギー設備の適切かつ確実な廃棄等をこれまで以上に確保するという観点から、風力発電設備についても本制度の対象とするということについて議論が行われております。

大量導入小委員会で先ほどのような議論をしておりますが、具体的な金額を定め、それに応じて調達価格等を設定するというということについて本委員会への要請ということがなされていきます。

10ページ目になります。陸上風力発電設備についての廃棄等費用の取り扱いについてになります。まず費用の水準について、事業者に対する調査を実施しました。その廃棄等費用というものは事業者によるばらつきはあるものの、中央値は1.95万円/kWという水準でありまして、これまでの認定案件において調達価格の算定に当たり計上された廃棄等費用を上回る一方で、著しい乖離というものは見られなかったということでございます。

今後新たに調達価格等が決定される認定案件においては、陸上風力発電における廃棄等の費用の想定値については、入札対象範囲の内外にかかわらず、この1.95万円、資本費の5%ではなく定額として定めることとしてはどうかと考えております。この水準については、今後も随時見直しをしていくということとした上で、26年度の調達価格/基準価格等から適用するということとしてはどうかと考えております。

続きまして、洋上風力発電に係る廃棄等費用の取り扱いについて。こちらについては、国内における廃棄等の実績が極めて少ないということも踏まえて、引き続き実態把握に努めるということとしつつ、従来の方法、工事費の70%の水準を想定してきましたけれども、従来の方法によって算定をするということとしてはどうかと考えております。引き続き実態の把握に努めるということと、28年度以降における具体的な算定方法については、支援

の在り方とともに以降の委員会で検討するという事としてはどうかと考えております。

今後の調達価格等に係る算定方法についてになります。これまで廃棄等費用を運転開始 20 年目に一括にするということ念頭に算定をしておりましたが、今後は運転開始 11～20 年目に分割して積み立てるという想定で算定を行うということとしてはどうかと考えております。

続きまして 11 ページ目になります。解体等積立基準額の考え方についてになります。事業用太陽光については、調達価格における想定値、具体的には廃棄等費用、そして設備利用率等に基づき想定設備利用率で電気を供給した時に、調達期間またはこの期間の終了前 10 年間で想定した廃棄等費用を積み立てられる kWh 当たりの単価ということとして設定をしております。風力発電の解体等積立基準額についても、同様の設定方法とするということとしてはどうかと考えております。

その際、残存期間が 10 年未満となっている案件の取り扱いについて整理が必要と考えておりますが、10 年未満となっている案件についても確実に廃棄等費用を確保するという観点からこの残存期間に応じた積立単価を設定し、これに基づき必要な廃棄等費用の全額が確保される制度ということとされております。これを踏まえて、残存期間が 10 年未満となっている案件における解体等積立基準額は、想定設備利用率で電気を供給した時に、その残存期間で想定した廃棄等費用を積み立てられる kWh 当たりの単価としてはどうか。その際の残存期間については、月単位で算定をするということとしてはどうかと考えております。

また RPS 制度からの移行案件もございます。10 年間で積み立てを行うとした場合と同じ積み立ての単価等を適用するということが原則的な考え方とされております。これを踏まえて、RPS 制度からの移行認定案件の解体等積立基準額というのは、当該年度の調達価格の想定設備利用率を利用して電気を供給すると想定した単価としてはどうかと考えております。

また、25 年度までの入札案件の取り扱いについてになります。非入札案件において想定された廃棄等費用の額ということ、非入札案件の価格で除して、入札案件の最低落札価格を乗じた額を積み立てるとということとされておりますが、これを踏まえて 25 年度の入札案件の解体等積立基準額は、当該年度の調達価格の想定設備利用率で電気を供給すると想定した時の単価を設定してはどうかと考えております。

以上を踏まえまして、13 ページ目をご覧いただけたらと思いますが、陸上風力発電の新設、解体等積立基準額の案についてになります。26 年度、27 年度の想定額については 1.95 万円/kWh になりますが、四捨五入の関係で 2.0 万円と記載がされております。

14 ページ目、同様にリプレースの解体等積立基準額の整理をしております。

続きまして 15 ページ目、洋上風力発電、再エネ海域利用法の適用外の解体等積立基準額について整理をしております。ご覧いただければと思います。

16 ページ目以降、バランシングコストについてになります。17 ページ目になります。昨

年度の関係委員会において、出力制御の順番を電源の性質、公平性に着目をしてF I T電源から出力制御を行い、その後F I P電源、F I T/F I Pによらない電源という出力制御の順番の変更ということを実施してきておりますが、この変更により結果的に生じる国民負担の減少の範囲内で一定の電源がF I P電源に移行するまでの間、バランスングコストのさらなる増額措置を講じてF I P電源に係る事業環境整備への支援を強化するということがされております。26年度以降のバランスングコストの増額分というものは、その時点でのF I P対象電源の量によって国民負担の抑制効果内とする単価水準が変わるということになりますので、来年度以降に算定ということが昨年度の委員会として整理がされておりました。

これを踏まえて、今年度の本委員会において昨年に整理されました考え方にに基づきまして、一定の仮定の下で機械的な計算を行いますと、出力制御順の変更による国民負担の抑制額というのは約37億円と。バランスングコストの単価に換算すると1.12円/kWh程度に相当ということになります。この範囲内での支援という観点から、26年度のバランスングコストの追加的な増額分はプラス1.00円/kWhとしてはどうかと考えております。

27年度以降のバランスングコストの増額分の単価の水準は、引き続きよく国民負担の抑制分の水準などを踏まえながら、来年度の本委員会で算定をしていくということとしてはどうかと考えております。

続きまして、22ページ目以降はF I P制度のみ認められる対象について（太陽光発電）についてになります。23ページ目です。引き続き再エネの早期自立化、電力市場への統合を促すという観点から、27年度についてもF I P制度のみ認められる対象というものは50kW以上ということとしてはどうかと考えております。

最後に25ページ目以降、その他制度の見直しについてになります。26ページ目です。変更認定申請案件の取り扱いになりますが、現在、既認定案件が発電設備の出力の増加等を行い変更認定申請をした場合に、適用される価格が変わるという場合がありますが、その時は、入札対象外の案件については最新の調達価格/基準価格を変更認定申請後の調達価格/基準価格として適用する。入札対象案件については、直近に実施された入札における上限価格を変更後の価格として適用すると。ただし、直近の入札における上限価格よりも当該事業における変更認定申請前の価格が低い場合は、その価格は据え置くということとしております。調達価格等が基本的にはコストを削減してきているという中で、最新の価格を踏まえて国民負担を抑制するための措置として整理をしてきたものであります。

ただ一方で、これまでのこの委員会において審議いただいておりますとおり、インフレ等の価格を適切に価格に反映した場合に、事後的に基準価格/調達価格が過去に設定されたものよりも高い水準となるという可能性も考えられるということもございます。こうした状況を想定した時に対応を整理したものが一番下になりますが、国民負担の抑制という観点から、引き続き最新の調達価格等を変更認定申請後の調達価格等として適用することとしつつ、変更認定申請前の調達価格等よりも最新の価格のほうが高い場合については価

格は据え置くということとしてはどうかと考えております。

続きまして 27 ページ目以降になります。F I P 移行の取り扱いになります。昨年度の本委員会において、大規模バイオマス発電や液体燃料については 26 年度以降に F I T / F I P 制度から支援の対象外とすることとして意見が取りまとめられております。また、事業用太陽光発電の地上設置については、27 年度以降の分については F I T / F I P 制度における支援区分の対象外とすることについての議論もなされております。一方で、既に F I T 認定を受けた案件について、F I P 制度への移行を通じて再エネの電力市場への統合を促していくということは再エネ自立化という観点から重要であると考えております。既に F I T 認定を受けて支援の対象外とされた区分について、それぞれ 26 年度、27 年度以降においても F I P 移行については認めるということとしてはどうかと考えております。事務局からの説明は以上となります。

○秋元委員長

ご説明をいただきましてありがとうございます。それではこちらも事務局からのご説明を踏まえて議論したいと思いますが、いつも、前回同様でございますが、安藤委員、岩船委員、大石委員、松村委員の順でご発言いただきたいと思います。すみません、安藤委員お願いできますか。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。こちらの資料についても異論はございません。2 点だけコメントがございます。

まず 10 ページ目で、1.95 万円 / k W と定額の積み立てをするという話、風力発電のところで数字が出ておりましたが、このあたり定額で積み立てると、パーセントではなくといった話、今後インフレが進んでいったら足りなくならないのかといった点、最初にこの資料を見た時には気になったポイントではありました。

ただし、今後も随時見直していくということで安心しておりますが、1.95 万円というのを物価変動を踏まえて実質的に変わらないが名目値が増えるといった今後の可能性と、また実際に廃棄を進めていくことによっていろいろなコスト高なども踏まえて、実質でも高くなるといった可能性があるということで、この風力発電施設を廃棄する際にどのようなコストがかかるのかというのは今後よく見ていく必要があるということで、エネ庁としても、または事業者の観点からも、適切な水準の廃棄等費用というのがどういうものかということも今後も常に検討し考えていく必要があると思っております。

続いて 15 ページのところ、浮体式について数字が出ておりました。まだ浮体式については心配するのは気が早いという気もしないでもないですが、上に出ている着床式と比べて、区分、安い金額がここには書かれているわけですが、素人ながら海底に設置していないので安く処理できるのか、でも海岸からより遠くに離れた地域に設置するであろうとい

うことも考えると、どのぐらいの積立費用が基準額として設定するのが適切なのかというのはなかなか難しい問題があると思いますので、今後こちらについては検討を続けていくことが必要だと思っています。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは、岩船委員お願いできますか。

○岩船委員

岩船です。ご説明ありがとうございました。解体費用の積立等、非常に重要な論点が並んでいたと思いました。確かに今安藤委員のご意見を聞いたら、浮体式の洋上風力発電はこの金額でいいのかというような疑問はご指摘のとおりだと少し疑問に思ったのは事実です。でも一通りの整理に異存はございません。

1点だけ申し上げたかったのは17ページのバランシングコストですね。この増加分。結構去年ももう2円近かったということであれば去年と同様ということなのかもしれませんが、比較的2円近いバランシングコストのサポートというのは大きいなという印象で、これがどのぐらいF I Pの増加に寄与したのかとか、もしそういう関係があれば知りたいなとシンプルに思いました。

あとは27年度以降は恐らくこの水準よりは低くなっていくと思うのですが、この一律の交付というのはいずれもしかしたら見直す必要がある可能性もあるのかなと少し思いました。今はF I P移行を進めるということが主眼で一律の負担だとは思いますが、より良いバランシングのシステムを持っている、例えば蓄電池とセットだったとかそういう電源の種類によって少しこのあたり重み付けしていくとか、そういうことも考え得るかなと思いました。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは、大石委員お願いできますか。

○大石委員

ありがとうございます。今回の事務局の提案につきまして賛成の方向です。ただ何点か気になる点について申し述べたいと思います。

まず、廃棄積立の件ですけれども、そもそも太陽光のF I T制度ができた時に、しっかり廃棄の費用を積み立てることは当初から決められていたのですが、ある時実際に積み立て状況を調べてみたら、多くの事業者で積み立てていなかったということがあり、その後、法律の改正などもあり今に至っていると思います。

そういう意味で、今回風力のほうも廃棄の積立の話が出ておりますが、特に陸上風力は7ページを見ますと既に6,292件あるということで、これらがきちんと廃棄の費用を適切

に積み立ててあるかどうかというのは、ぜひ太陽光発電の時の轍を踏まないように、しっかり事務局といいますか国のほうで見ていただければと思います。

加えて、本来であれば廃棄だけではなくて、やはりこれだけ太陽光、それから風力が増えてきたリサイクルということが重要になってくるわけで、こちらについてはFIT/FIPの制度によるものだけではなく、世の中にはさらに多くの太陽光のパネルなどが存在しますので、全ての太陽光パネル、それから陸上風力も含め、廃棄リサイクルの費用というのが必要になってきます。これは国のほうでしっかり話し合いを持っておられたと思いますが、決して環境の負荷が起きないように考えておく必要があります。せっかく発電によって国民にとってプラスになっても、今度廃棄の時にマイナスになってしまっただろうというので、この委員会で言うことではないかもしれませんが、全ての太陽光パネル、それから風力発電について、廃棄リサイクルの制度というのを国のほうでしっかり見ていただきたいというのが意見になります。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは、松村委員お願いできますか。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

はい、発言します。他の委員と同様に、今回の提案は全てもっともな整理をしていたと思います。全て賛成します。

それで当然のことなのですが念のために確認すると、解体等の積立金に関しては、これは今回の整理によらず、あるいは以前の整理によらず、当然のこととして法令等に基づいて適切に解体し、それを処理するのは事業者の義務だということ。仮にその積立金でコストが賄えなかったということがあったとしても、それはその分さらに追加してコストをかけて、適切に法令に従って解体し、廃棄するのは事業者の義務だということは当然のことですが、念のために確認させてください。

つまり、仮に積立額が不十分だったということがあると、それは確かに大きな問題で、その結果として適切に処理しない事業者が多く現れることになると、再エネに対するネガティブな印象を強めて、根本的にこの再エネの市場を破壊してしまうことだってあり得るので、そのようなことを未然に防止するためにこのような制度が取られている。この積立金で足りなかったら後は国が全部面倒見ますという制度ではないことを事業者がちゃんと

自覚してやらなければいけないことは考えなければいけないと思います。

さらにそのような観点からして、仮に見積もりが少し甘くて若干足りないということがあったとしても、放置されてしまうとか適切に廃棄されないとかということが頻発しない水準になっていれば、この制度の目的は達したことになる。厳密に正しい金額を設定するのが難しかったとしても、そのようなことが起こらないための金額として本当に妥当かという観点からも、今後もインフレ等でコストが上がってくるのをにらみながら引き続き検討していただければと思います。

また、バラシングコストに関しては今回の提案は合理的だと思いますので、このままやっていただければと思います。ただこの委員会のマターではないということは十分分かっているのですが、そもそもプラスアルファするということではなく、バラシングコストが適正なのかということについては、ひょっとしてインフレとかが進んで全体の価格が上がってくるようになった時に、不適切なほど低く放置されないかという点は懸念しています。この絶対的な水準は、元々のプラスアルファの部分でないところの水準に関してはこの委員会で議論することではない気もするのですが、いずれにせよどこかの場で、もし大きな問題が発生すればどこかで、適切に議論していただければと思います。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。委員として秋元からですけれども、私もほかの委員と同様、全部ご提案は賛成でございますので特に申し上げることはございません。

それでは事務局から、委員は、内容については、ご提案については全て賛成ということだったと思いますが、少しコメントもありましたのでもし何かご回答がありましたらお願いできますか。

○事務局

ありがとうございます。まずバラシングコストについて足元FIT/FIPで申し上げますと、FIPへの移行ということについては着実に件数が増加してきています。再エネの電源の電力市場への統合という観点から、FIPそしてFIPに移行するような事業環境整備ということは他の委員会においてもよく検討していきたいと思っておりますし、松村委員からご指摘のあったとおり、この水準が果たして問題が生じていないのかということについても事務局として実態をよく見ていきたいと考えております。何か問題だということであれば、必要な見直しということはきちんとやっていきたいと考えております。

廃棄等積立費用について、松村委員からご指摘いただきましたけれども、まさにそのとおりのご指摘を頂きました。まず事業用資産について、事業が終了した段階でそれを適切に処理を行うということは、法令でいえば廃掃法などに基づいて事業者の義務となっております。

廃棄等積立費用については、これはF I T / F I P制度が支援制度であること、その水準が通常要する費用として廃棄等費用が含まれていて、それに要する費用にI R Rをかけて支援を行っているというF I T / F I P制度の性質。そして再エネ設備が事業終了後において放置されてしまうかどうかという懸念も踏まえて、適切に廃棄等が行われるということの公益性の確保。こうした公益性の確保と積み立てということについて事業者に与える事業制約のバランスを考えた時に、この廃棄等費用分について支援している水準について、後半10年間で積み立てをさせるということは合理的だろうということで措置をしております。

事業終了段階で積み立てた金額よりも大きな金額が実質としてかかるという場合においては、当然のこととして事業者において負担を行って廃棄等処分を行うということは当然の前提というのが、この制度の背景となっております。

その上でこの廃棄等の費用が適切な水準なのかと。この水準というものは通常要する費用として含まれるということ想定しておりますので、国民負担の抑制という観点からは、事業を効率的に実施された場合の通常要する費用という考え方でこの廃棄等費用については算定をしていくという一方で、適切な水準として確保されて廃棄等が実施されるということも視野に踏まえて、適切な水準ということをインフレなどが生じればその水準を検討していくということで随時見直していきたいと考えております。事務局からは以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。追加でご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではありがとうございました。一応この「残る論点について」ということも今日の議論を振り返ってまとめておきたいと思いますが、まず2027年度以降の解体等積立基準額ということでございます。2027年度の屋根設置型の事業用太陽光発電の解体等積立基準額については、2026年度と同様に設定し、その他太陽光発電の解体等積立基準額については来年度以降の本委員会で議論すること。

風力発電設備における今後の廃棄等費用の取り扱いに関して、陸上風力については2026年度以降の廃棄等費用の想定値を1.95万円/kWとし、今後も随時見直していくということ。着床式洋上風力については引き続き実態の把握に努めることとし、従来の方によって算定すること。浮体式洋上風力についても引き続き実態の把握に努めることとしつつ、2028年度以降における廃棄等費用の具体的な算定方法については、その支援の在り方とともに以降の本委員会で検討を行うこと。今後は、運転開始11~20年目に分割して積み立てる想定で算定を行うこと。

そしてまた風力発電における解体等積立基準額についてでございますが、事業用太陽光発電と同様に、想定設備利用率で電気を供給した時に、調達期間または交付期間の終了前10年間で想定廃棄等費用を積み立てられるkWh当たりの単価として設定すること。

残存期間が10年未満の案件については、想定設備利用率で電気供給した時に、調達期間または交付期間終了前の残存期間で想定 of 廃棄等費用を積み立てられるkWh当たりの単価として設定すること。その際の残存期間については月単位で算定するということ。

ただし、RPS制度からの移行認定案件については、10年間で積み立てを行うとした場合と同じ積み立ての単価等を適用することを踏まえて、当該年度の調達価格／基準価格の想定設備利用率で電気供給すると想定した単価とすること。

入札案件については、非入札案件において想定されてきた廃棄等費用の額を、当該年度の非入札案件の調達価格／基準価格で除して、入札案件の最低落札価格を乗じた額を積み立てることを踏まえて、2025年度までの入札案件については当該年度の調達価格の想定設備利用率で電気供給すると想定した単価とすることについてご議論いただきましたが、委員からの異論はなかったということだと思います。

バランシングコストについてもご提案がありまして、2026年度のバランシングコストについて、出力制御順を変更した場合における国民負担の抑制効果の範囲内での支援として昨年度と同様の算定方法とすることとし、追加的に1円/kWhを交付することについてこちらも異論がなかったと思います。

続きましてFIP制度のみ認められる対象についてということで、太陽光発電について、2026年度も昨年度と同様、引き続き50kW以上をFIP制度のみ認められる対象とするというご提案がありましたが、こちらについても異論なしということだと思います。

最後に、その他制度の見直しということですが、入札対象外案件について変更認定申請した場合に適用される調達価格／基準価格が変わる場合においては、引き続き最新の調達価格／基準価格を変更認定申請後の調達価格／基準価格として適用することとし、変更認定申請前の調達価格／基準価格よりも最新の調達価格／基準価格のほうが高い場合においては、調達価格／基準価格は据え置くこと。そして既にFIT認定を受けた一般木質等(10,000kW以上)および液体燃料、こちらは全規模のバイオマス発電および地上設置型事業用太陽光発電については、それぞれ2026年度、2027年度以降においてもFIP移行について認めるというご提案もありましたが、こちらも異論がなかったと思います。

こちらも主要な点のサマリーということではございますが、以上だったと思いますが、何かご異論とかございましたらおっしゃっていただければと思いますがいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、本日も大変ご熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。以上で本日の議事は終了となります。最後に、事務局より次回開催について一言お願いしたいと思います。

○事務局

秋元委員長、ありがとうございます。次回委員会は、日程が近づきましたら経産省ホームページ等によりお知らせいたします。

3. 閉会

○秋元委員長

それでは以上をもちまして、第 113 回調達価格等算定委員会を閉会いたします。ご多忙の中、ご参集いただきましてありがとうございました。